**資料２**

**地方独立行政法人　大阪健康安全基盤研究所　業務方法書（案）**

**第１章　総則**

**（目的）**

第１条　この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」　という。）第２２条第１項及び第１２３条第２項による地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約第２条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

**（業務運営の基本方針）**

第２条　法人は、法第２６条第１項の規定により、大阪府知事（以下「知事」という。）及び大阪市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

**第２章　公衆衛生に係る調査研究、試験検査、研修指導及び情報収集・解析・提供等**

**（法人の行う業務）**

第３条　法人は、定款第１１条の規定に基づき、公衆衛生に関する調査研究、試験検査、研修指導及び情報収集・解析・提供等を実施する。

**（調査研究）**

第４条　法人は、公衆衛生に係る調査研究を実施する。

２　法人は、外部機関からの資金の提供を受けて調査研究を実施することができる。

３　法人は、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年11月1日大阪府条例第123号）に基づき危険ドラッグ等の調査研究を実施することができる。

４　法人は、他の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

５　法人は、研究の実施を受託することができる。

６　法人は、前２項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結する。

７　前項の契約においては、次の事項について定める。

（１）研究題目

（２）研究目的及び研究内容

（３）実施期間

（４）業務及び経費の分担

（５）知的財産権の取扱い

（６）その他必要な事項

**（試験検査）**

第５条　法人は、大阪府及び大阪市等からの依頼及び受託により、次に掲げる公衆衛生に係る試験検査を実施する。

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年１０月

日２日法律第１１４号）、関連法令及び国の通知に基づく業務

1. 食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）、関連法令及び国の

通知に基づく業務

1. 食品表示法（平成２５年６月２８日法律第７０号）、関連法令及び国の通知に基づ

く業務

1. 健康増進法（平成１４年８月２日法律第１０３号）、関連法令及び国の通知に基づ

く業務

1. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和

３５年８月１０日法律第１４５号）、関連法令及び国の通知に基づく業務

1. 水道法（昭和３２年６月１５日法律第１７７号）、関連法令及び国の通知に基づく

業務

1. 災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）、関連法令及び国の通

知に基づく環境放射能水準調査事業にかかる業務

1. 各号に掲げるもののほか、公衆衛生に関する法令、大阪府又は大阪市の条例及び国

の通知等に基づき、都道府県又は政令指定都市の地方衛生研究所が実施するとされている業務

２　法人は、食品衛生法第２９条に規定する大阪府及び大阪市の食品衛生検査施設として、前項第２号にかかる業務を実施する。

３　依頼による試験検査については、法人は、適正な対価を徴収することができる。

**（研修指導及び情報収集・解析・提供等）**

第６条　法人は、公衆衛生に係る研修指導及び情報収集・解析・提供等を実施する。

２　法人は、府から受託する感染症情報センターにかかる事業を実施する。

３　法人は、研修指導を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

**（試験機器等の設備、施設の利用）**

第７条　法人は、法人以外の者の依頼に応じて試験機器等の設備及び施設を利用させることができる。

２　法人は、試験機器等の設備及び施設を利用させる場合には、適正な対価を徴収することができる。

**第３章　健康危機事象発生時の業務**

**（緊急時における知事又は市長の要求による業務）**

第８条　法人は、新型インフルエンザ等の感染症の発生や広域化する食中毒の発生等、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事又は市長から必要な業務の実施を求められたときは、当該業務を直ちに実施する。

**第４章　附帯業務**

**（附帯業務）**

第９条　法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第３条から第８条までに定める業務に附帯する業務を実施する。

**第５章　業務の委託**

**（業務委託の基準）**

第１０条　法人は、その業務の一部を委託することが効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

**（委託契約）**

第１１条　法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結する。

**（契約の方法）**

第１２条　法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとする。

**第６章　雑則**

**（その他の業務の方法）**

第１３条　法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

　　附　　則

　この業務方法書は、大阪府知事の認可の日から施行する。